

浜松市告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年5月11日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月11日

浜松市長 中野祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
三組16号線	浜松市中央区三組町175番4	令和8年5月11日	認定区間

浜松市告示第276号の2

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年5月11日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月11日

浜松市長 中野祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
渡瀬36号線	浜松市中央区渡瀬町25番1	令和8年5月11日	認定区間

浜松市告示第276号の3

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の
供用を開始する。

その関係図面は、令和8年5月11日から2週間、浜松市中央土木整備事務所に
おいて一般の縦覧に供する。

令和8年5月11日

浜松市長 中野 祐介

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
金折21号線	浜松市中央区金折町1195番地内	令和8年5月11日	拡幅区間